平成２４年（フ）第２３１号
兵庫県伊丹市野間６丁目６番19号
破産者　梶原高一郎
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２３４号
兵庫県伊丹市南野北４丁目３番18―１号
破産者　安田美装こと　安田　祐一
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２９０号
兵庫県尼崎市大島１丁目20番10号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市大島３丁目20番23号
破産者　近藤　孝夫
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２８号
大阪府池田市住吉１丁目９番３号
破産者　米谷　照雄
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９８号
奈良市学園大和町２丁目220番地の１　グレース学園前３―Ｆ号
破産者　スイートボックスこと　大津　保子
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３２４号
奈良市南紀寺町３丁目292番地　第14号市営住宅第110号
破産者　前川　行博
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８２号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2101番地２　アルテナードＢ203、前住所栃木県足利市今福町345番地３
破産者　芝宮　市昭
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第６２号
大分県別府市上野口町３番38号　第二藤屋ビル４階402号室、開始決定時の住所神奈川県横須賀市津久井３丁目18番１号
破産者　岡元　靖子
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３３２号
相模原市中央区弥栄１丁目５番14号　ヴィラ栄301号
破産者　小佐野卓爾
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第９０号
新潟県南魚沼市浦佐3787番地３
破産者　佐藤　久雄
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
愛知県稲沢市平和町上三宅上屋敷165番地
破産者　上野　　隆
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３０４号
滋賀県守山市二町町256―１　レックスさくら１―301号、前住所滋賀県栗東市上鈎447番地Ａ―201号
破産者　中村　　猛
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１３号
大津市朝日１丁目11番地11、前住所大津市本堅田３丁目26番34号
破産者　青山工業こと青山光廣こと　青山　光広
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３６号
長崎県長崎市北栄町９番24号
破産者　大坪　　榮
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
長崎県長崎市北栄町９番24号
破産者　大坪　昌子
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４号
宮崎市高岡町内山2681番地１、開始決定時の住所宮崎県東諸県郡国富町大字田尻524番地
破産者　長友　禮三
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２３号
宮崎市松山１丁目６番26号　みかさビル401号
破産者　伊藤　明裕
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６１号
宮崎市大字島之内7486番地１　セジュール友101号
破産者　黒木　勝美
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係